

労働基準監督官

理工系区分

厚生労働省のホームページでは、
労働基準監督官採用試験情報や説明会の
開催案内等を掲載しています。

労働基準監督官採用試験

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/saiyou/kantokukan.html>

スマホから
アクセス



人事院のホームページにて
試験問題の過去問を公表しています。

https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/mondairei/mondairei_23.html



あなたの知識が
「働く」を守る力に。

あなたの知識が「働く」を守る力に。

MISSION — 使命 —

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、働く人の安全や健康の確保、労働条件の確保・改善を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。多種多様な機械、化学物質等を取り扱う工場や建設現場などあらゆる現場に立ち入り、機械等の安全性の確認や企業への指導を行うことから、理工系の知識や論理的思考力を持つ人材が求められています。

TASKS — 主な業務 —

▶ 安全衛生業務

『この現場に、同じ事故を繰り返させない』



一件の通報を受け現場に赴く。調査を尽くし、原因を特定し、企業に対して再発防止を求める。それは、一つの事故への対応にとどまらない。同じ危険を抱える無数の現場を守ることにつながる。

▶ 集団指導業務

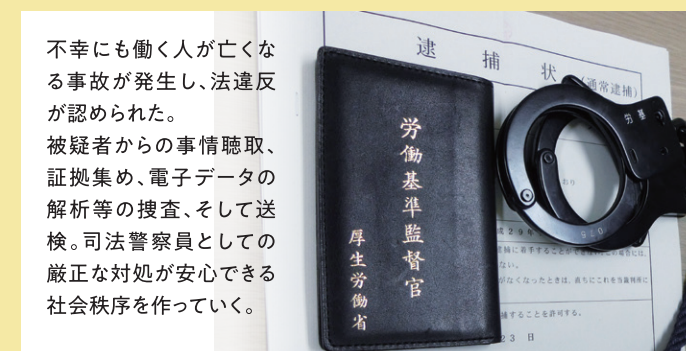
『そのルール、正しく理解されていますか』



企業を対象にした法令等の説明会。具体例を示しながら説明していくと参加者の表情が変わっていく。「知らなかった」から「見直してみよう」へ。一つの説明会が、企業の労働環境・働き方を変えていく。

▶ 司法警察業務

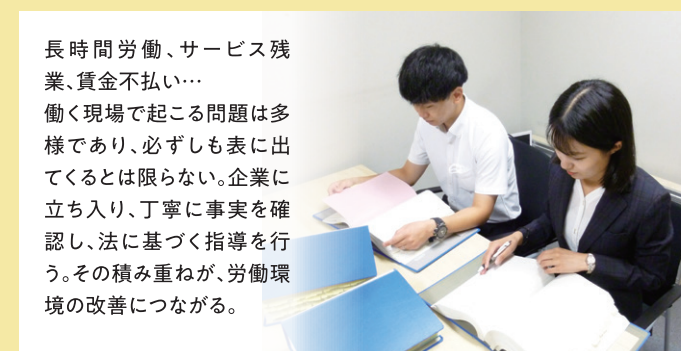
『社会秩序を守るために』



不幸にも働く人が亡くなる事故が発生し、法違反が認められた。被疑者からの事情聴取、証拠集め、電子データの解析等の捜査、そして送検。司法警察員としての厳正な対処が安心できる社会秩序を作っていく。

▶ 監督指導業務

『一件一件を、真摯に』



長時間労働、サービス残業、賃金不払い…働く現場で起こる問題は多様であり、必ずしも表に出てくるとは限らない。企業に立ち入り、丁寧に事実を確認し、法に基づく指導を行う。その積み重ねが、労働環境の改善につながる。

CAREER — キャリア —

労働基準監督官のキャリアは、現場から始まり第一線の業務を通じて専門的知識を習得していきます。その後、幹部職員として業務計画の立案や、組織の運営にも携わります。これらを支える研修体制も確立しており、任官時点での法律知識の有無は問いません。「理工系の知識と経験を社会に役立てたい」その思いを活かせるフィールドが、ここにあります。

Contents — 目次 —

ミッション／主な業務	02
キャリア／理工系知識が活かせるフィールド	03
安全衛生業務(災害調査)	04
安全衛生業務(集団指導)	06
先輩監督官からのメッセージ/デジタルフォレンジック	07
キャリアステップ・研修制度	08
研修の実体験	09
主な年間行事スケジュール	10

理工系知識が活かせるフィールド



機械工学

工場におけるクレーンなどの機械等の安全性の確認・指導



電気工学

工場や建設現場における電気設備の安全性の確認・指導



土木・建築学

土木や建設工事の現場における工事計画の安全性の審査・指導



情報工学

労務管理の調査等における電磁的記録の確認



化学

有機溶剤や鉛、石綿などの化学物質等による健康障害を防止するための指導



物理・数学

ボイラー、足場などの機械設備等の強度計算や放射線による健康障害を防止するための指導

安全衛生業務(災害調査)



富山労働局総務部総務課
総務企画官

INAHARA Akiyasu

稲原 章安

平成10年度任官
繊維学部 素材開発化学専攻

Message

私が監督官を志望した理由

大学卒業後、自動車部品メーカーに就職して間もなく、同僚が機械に巻き込まれて大けがを負う事故を目の当たりにしました。その際に労働基準監督官という仕事を知り、理系の知識を活かし社会に貢献できる点に魅力を感じ、一念発起して志望しました。

理系の知識が活かされたと思うこと

労働の現場では数万種類を超える化学物質が使われています。労働基準監督官が行う立入調査においても、様々な物質を扱う現場に出会います。学生時代に学んだ化学の基礎知識は、物質の特性や有害性を踏まえた健康リスクの理解に役立ちます。そうした知識を生かしながら、根拠をもって労働者の健康を守るための指導ができることが、私の大きな強みになっています。

About

「安全衛生業務」とは

労働者は、生活のため、生きるために日々働いています。しかし、現実の現場では、仕事の原因でケガや病気を負い、ときには命を落とす痛ましい災害も起きています。私たち労働基準監督官は、すべての人が健康で安全に働ける職場環境を実現する使命を担っています。

安全衛生に関する業務は多岐にわたります。例えば、
・作業現場に立ち入り、実効性のある安全対策を指導する臨検監督
・死亡災害や多数の負傷者が発生した際の災害調査
・クレーンやボイラーなど危険機械の強度や安全装置を確認し、検査証を交付する業務
・工事現場の仮設建造物の強度や構造を審査する届出審査
などです。

これらの業務には、機械・電気・化学・構造など幅広い分野の基礎知識が求められ、理系で培った知識や論理的に考える力が大きな強みとなります。

「身につけてきた専門性を社会の中で役立てたい」
そう考えている方にとって、この仕事はきっとやりがいのあるものです。
私たちと一緒に職場の「当たり前の安全」を支えていきましょう。



Topics —ある“災害調査”の記録—

「なぜ、この事故は起きたのか。」それを明らかにし、同種事故の再発を防ぐこと、それが災害調査です。

調査の対象は、労働者の死亡など重大な被害が生じた災害のほか、爆発事故や有害物の大量漏洩事故など、重大な被害につながるおそれのある事故も含まれます。一見すると「不注意」で片付けられてしまう事故も、事故が発生した際の現象を整理し事実を紐解いていくと「なぜ起きたのか」が少しずつ見えてきます。

② 災害発生原因の調査

調査では、爆発した装置の構造だけでなく、工場全体の作業工程や、各工程の物理的条件から発生する排ガスの組成を明らかにするなど、大学で学んできた知識を活用しながら広範囲にわたる確認を行いました。

その結果、事故当時、本来想定されていない引火性物質の液体を使用する作業が行われている中で、引火性の高い有機化合物の気体が爆発限界濃度で装置内に流入し、引火、爆発に至ったことが判明しました。



① 災害発生現場に急行

合成樹脂製品を製造する工場において、製造工程で発生する排ガスを燃焼処理する装置が爆発するという事故が発生しました。

事故の一報を受け、同僚とともに直ちに現場へ向かいました。現場では、爆発の衝撃により破損した配管類が半径数十メートルにわたり飛散しており、その規模の大きさを物語っていました。幸い負傷者はいませんでした。一歩間違えば重大災害に至る可能性のある事故でした。

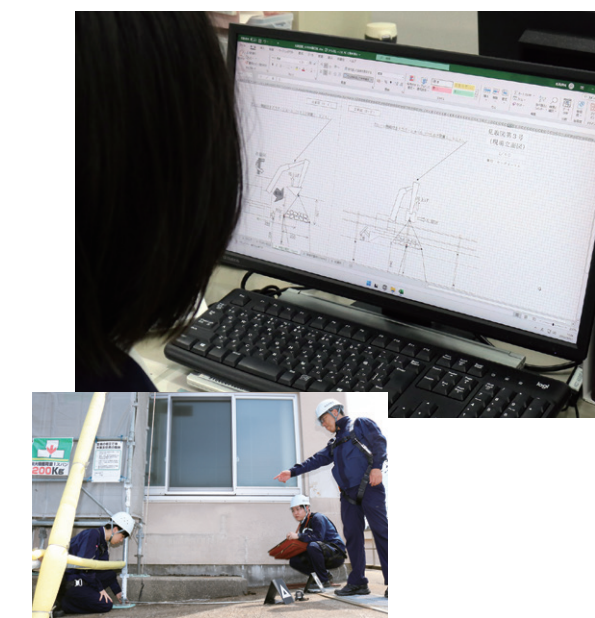


③ 改善と再発防止の徹底

再発防止に向けては、引火性ガスが爆発限界濃度で流入しない設備構造とするよう指導するとともに、想定外の作業が行われた管理体制についても改善を求めました。

現場では、科学的な視点で原因を捉え、再現性のある対策へ落とし込むことが重要になります。

大学での学びは、決して研究室の中だけで完結するものではありません。災害調査は、大学での学びを“人の安全を守る”という形で活かすことができる業務です。



安全衛生業務(集団指導)



神奈川県労働局鶴見労働基準監督署
第二方面主任監督官

FUJIMURA Takumi

藤村 匠

平成28年度任官
地域環境科学部 農業工学専攻

伝える「力」で
働くひとを守る

Message

私が監督官を志望した理由

私は理系の学部出身ですが、法律の分野に興味があったので、理工系の試験区分がある労働基準監督官に興味を持ちました。また、あらゆる職場に立ち入り、状況に応じた指導をする、その仕事内容の臨機応変さに魅力を感じました。

理系の知識が活かされたと思うこと

大学では農業工学を専攻し、農業現場における舗装やコンクリート体の構造的強度の研究を行っていました。その際に習得した力学の知識が私の強みとなっています。例えば、工事現場で使われている足場は、倒壊すれば大きな被害をもたらすことになります。労働基準監督署では、足場が組み立てられる前に届け出られた設計図などにより、安定性などに問題がないか、審査する業務があります。特に、強度計算書をチェックして、荷重の想定が適切になされているかを判断するときに、大学時代の知識が役に立っていると感じます。

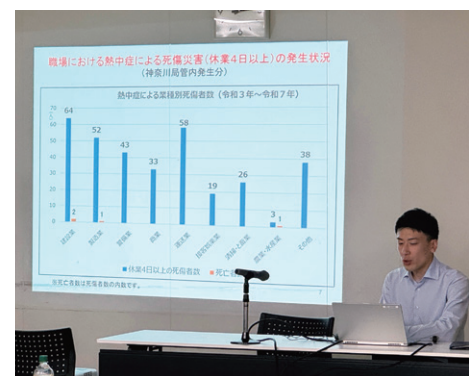
About

集団指導について

労働基準監督署では、管内の会社を集めて労働安全衛生に関する法令等の周知のための説明会を開催しています。説明会では、法令、ガイドラインの内容や、労働災害の発生状況、現場でよくみられる安全上の問題点などを説明し、参加した会社に自主的な対応を促すことを目的としています。また、企業や団体が主催する数百人規模の大会に講師として招かれることもあります。

大勢の人を前に話をするのは緊張しますが、私の説明を聞いて深く頷いてくださる方を見かけたときには、大きな達成感を感じます。限られた時間で専門的な内容を伝えるためには技術が必要ですが、大学で定期的に研究発表をしていた経験が糧になっていると感じます。

労働災害を防ぐためには、会社の方や働く方に、単に法令の知識だけを知っていただくのではなく、なぜそのような法令になっているのか、どうすれば労働災害を防ぎ、働く方の命を守ることができるのかを理解していただく必要があります。そのためには言葉を伝える「力」が必要です。自分の言葉で働く人々を守ることができる、そんなやりがいのある仕事にチャレンジしてみませんか？



先輩監督官からのメッセージ

会社の方とも

信頼関係を築きながら、

働く人の安全・衛生を

確保する。



熊本労働局
玉名労働基準監督署労災課
労働基準監督官

NISHINAKA Rio

西中 莉織

令和3年度任官
理学部 化学専攻

Message

私が監督官を志望した理由

働く方が安心して働ける職場環境を守るために、机上業務のみでなく、現場で対話をしながら必要な指導、助言等を行えることに魅力を感じました。さらに、化学物質への対策など、大学で学んだ化学の知識も活かせるということで志望しました。

理系の知識が活かされたと思うこと

労働安全衛生法の規制を受ける化学物質を使用している会社は、化学工場はもちろんのこと、建設現場や飲食店など多岐にわたっており、化学物質に関する説明を行う機会は数多くあります。学生時代に学んだ基礎知識を持っているからこそ、説得力のある説明ができ、会社の方との信頼関係を築けていると感じることもあります。化学物質についてあまりご存知でない方にも、規制内容の説明だけでなく、どう有害なのか、なぜその規制が必要なのかなどを具体的に伝えられることが、私の強みになっています。

法律知識の習得について

労働基準監督官になるまで、法律に触れる機会は全くない上に、同期など周りの監督官には法学部出身の方が多く、入省1年目はとても不安でした。しかし、中央研修で基礎的なところから法律を学ぶことができ、上司の助けも借りながら、業務を行っていく中で自然に法律の知識が身につきましたので、いつしか法律に対する抵抗感は無くなっていきました。監督官の仕事を行う上で無駄になる知識ではなく、それまで身につけてきた知識や経験を存分に発揮できる仕事だと思います。興味を持ってくださった皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています。



Column

システムの知識が活きる ～デジタルフォレンジック～

司法警察業務において、電磁的記録として保存された記録の収集・解析を行うデジタルフォレンジック。労働時間記録、事業主と労働者等のやりとりなどの重要な証拠を解析する必要性が高まっており、デジタルフォレンジック機器を使用して正確な証拠を確保するため、システム分野の知識を有する人材が活躍しています。



キャリアステップ・研修制度

自身のキャリアステップに応じて様々な研修を受けることができます。法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっていますので、知識や経験がない分野の業務でも、労働基準監督官として活躍することができます。なお、下記の研修については一例であり、配置ポストや役職等に応じて、他にも様々な研修が用意されています。

採用
7年目

監督署・係員級

新任労働基準監督官研修



労働行政の概要をはじめ、業務に必要な基礎知識・技術と、職員として求められる基本的な姿勢を修得します。

安全衛生業務基礎研修

初めて安全衛生業務に従事する方等を対象に、安全衛生業務に必要な基礎的知識及び技術を修得します。

労働基準監督官上級研修

強制捜査などの司法実務に必要な専門知識・技術や、セミナー等での効果的な情報発信を行うためのスキルを修得します。

検査業務専門研修

クレーンやボイラーなどの設置時等の検査業務に必要な知識及び技術を修得します。

労働基準監督官専門研修

デジタルフォレンジックを活用した情報解析技術や、複雑・困難な事案に対応するための高度な専門知識・技術を修得します。

安全業務専門研修

車両系建設機械などの点検方法や安全管理のポイントを学び、様々な産業現場における安全対策の専門知識及び技術を修得します。



労働基準監督署課長研修

労働基準行政の第一線機関における実務の責任者として、部下の育成や組織マネジメントに必要となる実践的な知識・スキルを修得します。

労働基準監督署長研修

労働基準監督署の最高責任者として、行政の推進、職員の指揮、管理等に関する知識及び態度を修得します。

8
14年目

監督署・係長級

15
22年目

監督署・課長級

23年目以降

監督署・署長級

研修について

「働く方の命と健康を守る」

という目的が

ぶれることのない、

素晴らしい仕事です。

Message

私が監督官を志望した理由

学生時代から、労働基準行政に興味がありましたが、特に安全衛生や労災補償といった幅広い業務があることに魅力を感じました。

研修を受けてみての感想

検査研修では、クレーンやボイラーなどの設置等の検査の方法を学びますが、本省研修と署内研修に大きく分けられます。本省研修とは本省が主催している研修、署内研修とは所属している監督署で行われる研修のことです。

コロナ禍以前の本省研修は労働大学校に集合して行われていましたが、私が研修を受けたのはコロナ禍の初期の頃であったため、集合研修は中止となり、動画による研修が行われました(残念!)。しかし、基本的な強度計算の方法などは全て本省研修の内容に含まれているため、今でも基本に立ち返る時は当時のテキストを振り返っています。

さて、基本は覚えても、実際にその機械を見ないことには、本当の意味では理解できません。そこで行われるのが署内研修です。署内研修では実地経験の単位が設定されており、複数回、同じ検査を行うことにより技術と知識の定着が図られるようになっています。

署内研修の単位を全て取得するためには周囲のサポートは不可欠であり、一つの署内では難しいため、近隣署の検査に同行することもあります。

正直なところ、大学での専攻をそのまま業務に生かしているとは言えませんが、とりあえず単位取得のためだけに受けていた講義で覚えた「座屈」(部材に圧縮力が加わったとき、突然横に曲がってしまう現象)の知識が、意外にも今の業務に活かされていたりします。何がどう役に立つかは本当に分からないものです。

監督署の業務は幅広く、専攻した学問の知識を活かせる機会は多くないかもしれませんが、しかしながら、業務に必要な知識は研修で身につけることができますし、学んできた知識が思わぬところで、思わぬ形で役立つこともあります。そこがこの仕事の面白いところかなと思います。

北海道労働局
札幌中央労働基準監督署
安全衛生課
地方産業安全専門官

ISHIZUKA Naota

石塚 直太

平成30年度任官
工学部 数理最適科



主な年間行事スケジュール

※令和7年度の例

労働局・労働基準監督署では、労働者の安全衛生水準の向上・労働条件の確保のための業務を年間を通じて行います。

全国的な行事・キャンペーン以外にも、労働局・労働基準監督署の独自の行事・業務を行うこともあります。

また、企業等への立入調査や企業に設置された機械の検査等を行うほか、労働災害が発生した場合の災害調査や重大・悪質な法違反を犯した企業の捜査・送検などを通年で行っています。



検査業務

外国人雇用啓発月間(6月)

ルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて企業等への周知・啓発活動を行います。

職場の健康診断実施強化月間・ 全国労働衛生週間準備月間(9月) 全国労働衛生週間(10月1日～7日)

労働者の健康管理や職場環境の改善、健康診断の実施徹底、労働者の心身の健康を確保することなどを目的に、健康障害防止やメンタルヘルス対策などの労働衛生の周知啓発、企業に対する説明会や講習会を行います。



衛生週間説明会

年末年始の無災害運動(12月～)

年末年始の労働災害防止を目的に、現場指導やパトロール等を実施します。



パトロール

化学物質管理強調月間(2月)

化学物質による労働災害を防ぐための周知啓発活動等を実施します。



可燃性・
引火性等

腐食性等

過労死等防止啓発月間・過重労働解消 キャンペーン(11月)

過労死等をなくすための取組として、セミナー等の開催や重点的な監督指導などを行います。



監督指導の様子

全国安全週間準備月間(6月) 全国安全週間(7月1日～7日)

安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、現場指導や安全パトロール、企業等に対する労働安全の啓発のための説明会を行います。



安全パトロール

STOP!熱中症クール ワークキャンペーン (5月1日～9月30日 (準備期間:4月))

採用 1年目について

採用後1年間、基礎的研修・実地訓練を受けます。
この間に研修所(労働大学校)やオンラインなどで実施される中央研修を約2か月間にわたり受講することになります。

4月～5月中旬

①実地研修(前期)

監督署(局)で1.5か月

5月中旬～6月中旬

②中央研修(前期)

研修所等で約1か月

6月中旬～8月下旬

③実地研修(後期)

監督署(局)で2.5か月

9月上旬～10月上旬

④中央研修(後期)

研修所等で約1か月

10月上旬～3月

⑤実地訓練

監督署で6か月